

◇医療費助成制度（重度心身障害者医療費《黄》・ひとり親家庭医療費《青》・子どもすこやか医療費《ピンク》）の償還払いによる助成金の請求方法について ※《 》内は受給者証の色を示しています

笛吹市で行っている3つの医療費助成制度は原則として窓口無料による助成となっていますが、窓口無料とならなかった場合は償還払いによる助成を行っております。

償還払いによる助成金の請求方法は次のとおりです。書類不備等がありますと助成できませんので、請求前には必ず以下の内容をご確認ください。

◇償還払いによる助成となる場合

- (1) 県外の医療機関等での受診
- (2) 国民健康保険組合に加入している方（一部を除く）
- (3) 入院時の食事療養費一部負担金（小学生以下の受給者のみ対象）
- (4) 柔道整復師等による施術（保険適用のもの）
- (5) 受給者証を提示せずに受診
- (6) 受給者証の内容変更をしないまま受診 など

◇必要書類

- (1) 医療費助成金請求書（保健福祉館・支所それぞれの担当窓口設置）
- (2) 領収書
- (3) 加入保険から給付がある場合は給付額のわかる書類

◇注意事項

- (1) 申請期間は診療月の翌月から2年間です（診療月は申請できません）。
- (2) 自費分など保険診療外の場合は助成対象になりません（小学生以下の入院時食事療養費一部負担金は助成対象となります）。
- (3) 加入保険から高額療養費等の給付がある場合は、給付額のわかる書類が必要となります。
- (4) 原則として請求書への医療機関の証明は必要ですが、次の条件を満たしている領収書が添付されている場合に限り証明を省略することができます（証明のみでの受付は行っておりません）。

§ 医療機関等の証明が省略できる領収書の条件

- ① 印刷された領収書
- ② 診療点数（総医療費）、保険診療分、一部負担金並びに保険適用外の記載がある

※必要事項の記載がない、スタンプや手書き等により記載されている、複数回の受診分が合計してある、などの領収書の場合は請求書への医療機関等の証明が省略できませんのでご注意ください。

□問合せ先

○子どもすこやか医療費、ひとり親家庭医療費について

保健福祉部 子育て支援課 子育て支援担当 ☎055（261）1904

○重度心身障害者医療費について

保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当 ☎055（262）1271